

18歳選挙権伝道師委嘱要領

福井県選挙管理委員会

(目的)

第1条 選挙権年齢を18歳に引き下げる公職選挙法改正により、平成28年夏に予定される参議院議員通常選挙では、現在の高校3年生および高校2年生の一部が選挙権を有することになる。

新たに有権者となる若年層に対し、民主主義の根幹である選挙の意義等の十分な理解を進めることが必要であることから、高等学校等が行う主権者教育に際し、公職選挙法の知識を有する選挙管理委員会書記を派遣することにより、今回の法改正の内容を正しく理解してもらい、政治参加意識の向上を図ることを目的として、18歳選挙権伝道師(以下、「伝道師」という。)を置く。

(伝道師の委嘱)

第2条 伝道師は、次に掲げる者のうちから福井県選挙管理委員会委員長が委嘱する。

- (1) 市町選挙管理委員会書記のうち、原則として事務局経験年数が2年目以上の書記(過去、参議院議員通常選挙の投開票作業を経験していること。)で、市町選挙管理委員会委員長が推薦する者
- (2) 福井県選挙管理委員会書記
- (3) 前2号に掲げる者の他、福井県選挙管理委員会委員長が必要と認める者

(任期)

第3条 伝道師の任期は、平成28年7月25日(平成28年改選の参議院議員任期満了日)までとする。

ただし、選挙管理委員会書記でなくなった時は、書記としての任期までとする。

(任務)

第4条 伝道師は、県内の高等学校等で行う18歳選挙権出前講座、明るい選挙出前塾および主権者教育の授業等に参加して、福井県選挙管理委員会および担当教諭の要請に応じ、18歳選挙権に関する適切な指導、助言等を行うものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年8月18日から施行する。